

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成30年11月5日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年11月5日（月）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

総務課 篠宮課長、村越主査、佐藤主査補、本橋主査補

3 件名

平成31年度(2019年度)白井市行政組織の再編について

4 会議結果

- ☒ 案のとおり決定する。
- ☐ 一部修正の上、決定する。
- ☐ 継続して検討する。
- ☐ 案を否決する。
- ☐ 報告を了承する。

5 会議内容

・行政経営改革課としろいの魅力発信課は特命事項を担い、情報管理課は専門性を高めるために創設した課である。しろいの魅力発信課は班として引き継がれ、行政経営改革課の公共施設管理については課名を変えて残るが、情報管理課については班名も残らず消えてしまう。なぜ廃課するのかなどもう少し整理して説明を加えて欲しい。

⇒整理する。

・班の統廃合について、今回の提案で上がっていない部分についても前倒しして実施しても良いのか。

⇒今回の提案のほかに、前倒しして班の統合等を見込めるところがあれば総務課へ報告してほしい。

【指示】

・前倒しして班の統合等を見込めるところがあれば総務課へ報告すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部総務課

件 名	平成31年度(2019年度)白井市行政組織の再編について	
現状・課題	<u>1 行政組織について</u> ・平成30年度組織 9部等35課等68班等 今後、定員管理において職員数を減少することとしている。また、管理職をはじめ知識と経験を有する大量の定年退職者が見込まれる状況から、効率的かつ効果的な組織の構築を目指し、組織のスリム化を図る必要がある。(目標:H31年度30課、H32年度28課とする) <u>2 係制・スタッフ制など組織体制について</u> 現在の組織体制は、平成6年度に係制から一部スタッフ制を実施、平成15年度からは部制導入に併せて完全実施し、いわゆる中間管理職(係長相当職)も班員として担当業務を担うことで、職員総戦力化を図り、できる限り職員数を抑制した中で柔軟で効率的な組織体制を目指してきた。 しかしながら、スタッフ制では職員それぞれが担当業務を持つことの弊害として、課内及び班内の職員間で事務量が偏り、担当任せによるチェック機能の甘さや業務に対する責任の所在が不明瞭となるなどの状況が見受けられるなど組織体制の見直しを図る必要がある。	
付議事案	目的	昨年度策定した「白井市行政組織再編基本方針」に基づき、限られた職員数で多様化する行政課題等に柔軟かつ的確に対応できる組織体制を構築するため、行政組織の再編を行う。
	対応策	平成30年度に部の再編など大きな組織改正を行ったが、持続可能な行財政運営を推進するため、将来を見据えて統廃合を含めた組織体制を構築する必要がある。 そのため、平成30年4月より、行政組織再編検討委員会及び検討部会を設置し平成31年度以降の組織の検討を行った。 <u>1 平成31年度(2019年度)の行政組織について</u> ・総務部、企画財政部で3課(行政経営改革課、情報管理課、しろいの魅力発信課)統廃合を行うことが提案された。 ・上下水道課内の班の統合(維持管理班と計画建設班の統合)が提案された。 ・市民環境経済部では、農業委員会事務局長の職を市民環境経済部長が併任することが提案された。 <u>2 係制・スタッフ制など組織体制について</u> ・スタッフ制、係制ともそれぞれメリット、デメリットはあるが、市の現状や将来を考えると、係長としての責任感や長(リーダー)としての意識付けが求められる。 ・係長の配置により、チェック機能の強化を図り、事務上のミスを減らす効果が期待できる。 ・係長という監督職の経験を踏むことで、将来の管理職となる人材の育成も期待できる。 ・若手職員に対する仕事の進め方をはじめ人材育成の必要性を感じ、係長を筆頭に組織として人材育成が行われることが併せて期待される。 これら検討委員会での意見を踏まえて、係制実施に向け、制度設計及びこれに伴う関係例規の整理に時間を要すること、また65ある班に対して係長相当職の職員の絶対数が不足していることなど、課題・問題点等を整理しつつ、平成31年度から係制一部導入を経て平成32年度以降の実施を目指すことが検討された。
論点(決定を要する事項)	1 平成31年度(2019年度)の行政組織について 2 係制・スタッフ制など組織体制について	

部内会議や関係課等との調整結果 (主な意見・懸案事項)	【会議等開催実績】 ・行政組織再編検討委員会 計4回(4/27、7/4、8/10、10/16) ・行政組織再編検討部会(総務部・企画財政部) 計3回 ・行政組織再編検討部会(市民環境経済部) 計3回 ・行政組織再編検討部会(福祉部・健康子ども部) 計2回 ・行政組織再編検討部会(都市建設部) 計2回 ・行政組織再編検討部会(教育部) 計2回 ・組織体制に関するアンケート(平成29年12月実施) 調査内容:現在の組織体制について、今後の組織体制について、職場風土、組織に対するアイデアなど、全10項目のアンケートをプラコメを活用し実施 回収数:274件 ◎検討委員会での意見 ●行政組織について ・農業委員会事務局長と部長の併任については、農業委員及び農地利用最適化推進委員との関係上、事務局の近くに座席があることが望ましい。また現場に出る機会も多く3名(再任用含め)配置と主幹級の職員の配置をお願いしたいとの要望があった。(他市では部長職が多い) ●組織体制について ・いろいろと整理する必要があるということとはよく分かるが、検討委員会で係制にすると決めたのだから来年度からできないか。 ・一部試行という曖昧なことをやるとかえって整理がつかないこともあるので、提案どおり検討期間と周知期間を確保した上で、H32からの実施でよいのではないか。 ・きちんと整理し職員に周知した上でH32からの実施でよいと思うが、試行期間を設けてから完全実施するというのは良いと思う。 ・今の体制だと課長対個人(職員)となっていて、主任を飛ばして直接やり取りをしている。これだと係長的な役割を果たすことはできないし、それがスタッフ制だと職員は理解している。職員一人ひとりが担当ということで、分業制というのか、個人事業主になっている。係制では係長が中心となり係全体を把握したマネージャーとなって一つのチームとして事務を進めて欲しい。このようなことを含めてスタッフ制はこうだったけど係制はこうなるという説明を職員にしたら良いと思う。																																			
スケジュール	【今後の予定】 ・平成31年2月 第1回議会定例会に行政組織条例改正議案上程 ・平成31年3月まで 係制の制度内容決定(係長の役割、職級・職務など) ・平成31年4月1日 新組織体制始動 ・平成31年4月以降 平成31年度(2019年度)以降の行政組織の再編の検討 ・平成31年9月以降 係制移行に関する説明会 <table border="1" data-bbox="316 1467 1428 1686"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>有</td> <td>白井市行政組織条例ほか</td> <td>報道発表</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>有</td> <td>議員全員協議会(H30.12月)</td> <td>広報・HP等</td> <td>有</td> <td>広報・HP(H31.4月)</td> </tr> <tr> <td>市民参加</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>付議書公表</td> <td colspan="5"> ☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 部分非 ☐ 時限非 (まで) </td> </tr> </tbody> </table>						項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	有	白井市行政組織条例ほか	報道発表	無		議会説明	有	議員全員協議会(H30.12月)	広報・HP等	有	広報・HP(H31.4月)	市民参加	無					付議書公表	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 部分非 ☐ 時限非 (まで)				
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																															
条例規則	有	白井市行政組織条例ほか	報道発表	無																																
議会説明	有	議員全員協議会(H30.12月)	広報・HP等	有	広報・HP(H31.4月)																															
市民参加	無																																			
付議書公表	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 部分非 ☐ 時限非 (まで)																																			
参考情報	<table border="1" data-bbox="316 1686 1428 1814"> <tr> <td>関係法令等</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>関係課</td> <td colspan="5">全課</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td colspan="5">0 千円 (うち特定財源 千円)</td> </tr> </table>						関係法令等						関係課	全課					事業費	0 千円 (うち特定財源 千円)																
関係法令等																																				
関係課	全課																																			
事業費	0 千円 (うち特定財源 千円)																																			

平成31年度（2019年度）白井市行政組織の再編について

はじめに

平成31年度（2019年度）白井市行政組織の再編については、昨年度（2017年度）に策定した「白井市行政組織再編基本方針」（以下、「方針」）に基づき、限られた職員数で多様化する行政課題等に柔軟かつ的確に対応できる組織体制を構築するため、行政組織の再編等を進めてきました。

また、行政組織の再編等を進めるに当たり、「白井市行政組織再編検討委員会設置要綱」を制定し、白井市行政組織再編検討委員会（以下「検討委員会」）及び白井市行政組織再編検討部会（以下「検討部会」）で検討を重ねてきました。

●会議等開催回数

検討委員会	4回
検討部会（総務・企画財政）	3回
検討部会（市民環境経済）	3回
検討部会（福祉・健康子ども）	2回
検討部会（都市建設）	2回
検討部会（教育）	2回

検討に際しては、方針に基づき、検討部会において、将来的な展望を踏まえた課及び班の統廃合及び今後のスタッフ制、係制など組織体制について検討し、各部検討会での意見をもとに検討委員会にて審議、検討し、効率的かつ効果的な行政組織及び組織体制の構築を目指したものです。

なお、第1回検討委員会では、将来的な展望を含めた組織の再編について、平成32年度（2020年度）までの目標値を定め、検討を行いました。

●目標値

年 度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
課等数	34課	30課	28課

※課等数には、文化センター長は含んでいない。

1 平成31年度（2019年度）行政組織について

各検討部会での検討結果を受けて、検討委員会で審議等行った結果、平成31年度（2019年度）には、3課の統合を行うこととしました。

また、行政委員会においても、部長と行政委員会の長の併任について提案があり、審議した結果、採用することとしました。

その結果、平成31年度の課等数は31課とします。

（1）総務部・企画財政部

総務部・企画財政部については、

①組織の効率化とスリム化とともに職員の有効活用を図ること

②公共施設等の老朽化対策への横断的な組織の構築を図ること

を再編における重点ポイントとして検討し、時限で立ち上げられた行政経営改革課のほか、1課1班体制の課である、情報管理課、しろいの魅力発信課の統合を行うこととしました。

統廃合した結果は、次のとおりです。

①総務部総務課行政班に廃課する総務部情報管理課より、情報管理業務を統合する。

情報セキュリティポリシー、マイナンバーなどの業務は、総務部総務課行政班で行う情報保護関係業務との関連性があることから統合し、機能強化を図ります。

②総務部秘書課秘書班と同課広聴班を統合する。また、総務部秘書課に廃課するしろいの魅力発信課の業務を統合する。

広聴業務については、広く市民の声を聴くと言う趣旨を踏まえ、秘書班へ統合することで事務の効率化を図ります。

また、魅力発信に関する業務については、市長自らがPRする機会も多く、秘書課内にしろいの魅力発信班を配置することで、事務の効率化及び迅速な対応が図れる体制とします。

③総務部管財契約課に廃課する総務部行政経営改革課より、公共施設関係業務を統合し、課の名称を公共施設マネジメント課とする。

公共施設マネジメントについては、公共施設等の整備、マネジメント（修繕計画や個別施設計画の管理等を含む）を担う部署として、公共施設マネジメント班を新設します。なお、教育部教育総務課施設班で管理している教育施設等については、平成32年度（2020年度）以降、当該部署へ統合を図ります。

④企画財政部企画政策課企画政策班に廃課する総務部情報管理課より、統計業務を統合する。

各種統計調査で得たデータは、総合計画策定時及び計画の進行管理などに引用する等関連性があることから統合し、事務の効率化を図れる体制とします。

⑤企画財政部財政課財政班に廃課する総務部行政経営改革課より、行革業務を統合する。また、総務部管財契約課契約検査班を企画財政部財政課に移管する。

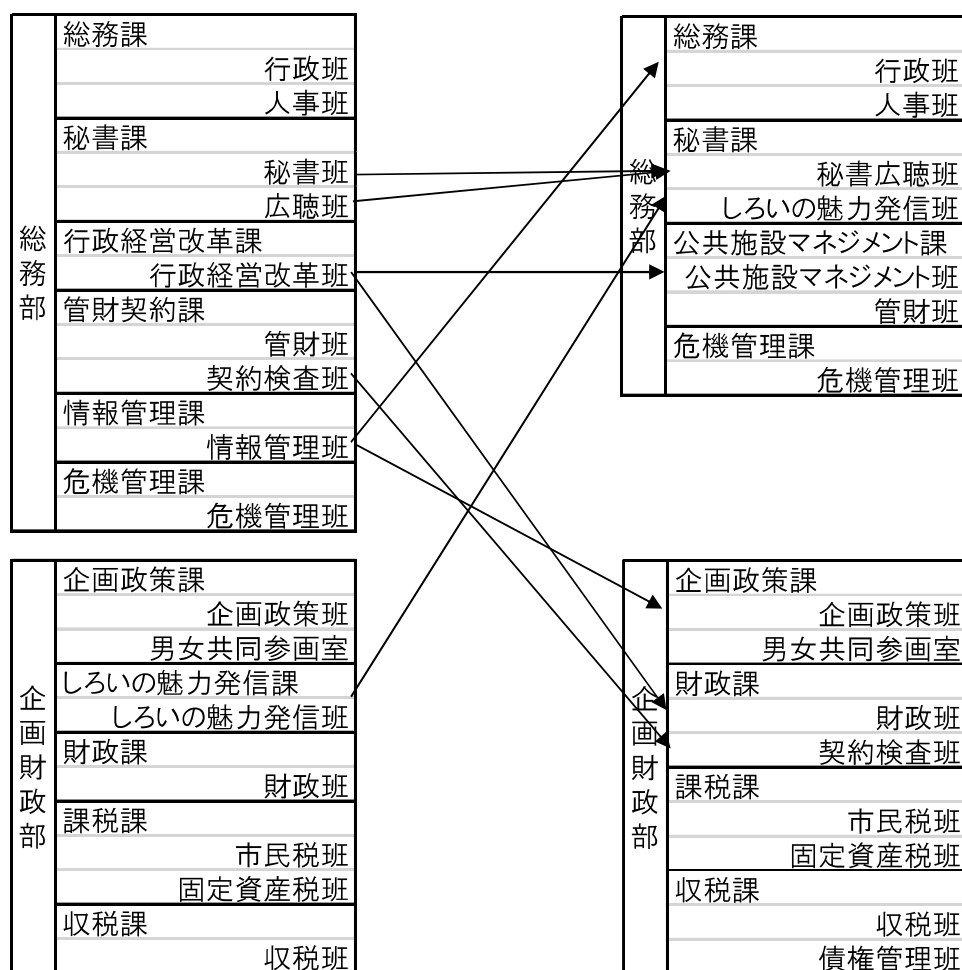
行革業務を財政と一体で行うことで、効果的かつ効率的な財政運営を図れる体制とします。

⑥企画財政部収税課に債権管理班を新設する。

現在、徴収率向上を目指し、未集金徴収の一元化プロジェクトチームを設置し、市税以外の地方自治法第231条の3に定める公課等の未収金の徴収の一元化について協議を重ねてきた結果を受け、債権管理班を新設し、徴収体制の強化を図ることとします。

平成30年度（2018年度）

平成31年度（2019年度）



(2) 市民環境経済部

市民環境経済部については、平成30年度（2018年度）に商工振興課と農政課を統合し、また都市建設部から環境課を移管するなど大幅な再編を行っていることから統廃合は行いません。

しかしながら、農業委員会事務局長の職を市民環境経済部長が兼任することが可能であるとの提案を受け、平成31年度（2019年度）より併任で対応することとします。ただし、課題等（議会中の農業委員会会議の対応、人的配置、部長の座席配置など）整理する必要があります。

平成30年度（2018年度）

市民環境経済部	市民活動支援課
	市民活動支援班
	市民安全班
	しろい市民まちづくりサポートセンター
	公民センター
	市民課
	戸籍班
	市民班
	環境課
	環境保全・放射能対策班
	きれいなまちづくり班
	産業振興課

平成31年度（2019年度）

市民環境経済部	市民活動支援課
	市民活動支援班
	市民安全班
	しろい市民まちづくりサポートセンター
	公民センター
	市民課
	戸籍班
	市民班
	環境課
	環境保全・放射能対策班
	きれいなまちづくり班
	産業振興課

※変更なし

(3) 福祉部・健康子ども部

福祉部・健康子ども部については、平成30年度（2018年度）に社会福祉課から障害福祉課を分課するなど再編を行っていることから、統廃合は行いません。

しかしながら、将来的には、障害者地域活動支援センターの事業の見直し、地域包括支援センターの委託化、子育て世代包括支援センターの整備など引き続き検討することとします。

平成30年度（2018年度）

福祉部	社会福祉課
	厚生班
	生活支援班
	障害福祉課
	給付班
	障害支援班
	障害者地域活動支援センター
	高齢者福祉課
	高齢者支援班
	介護保険班

平成31年度（2019年度）

福祉部	社会福祉課
	厚生班
	生活支援班
	障害福祉課
	給付班
	障害支援班
	障害者地域活動支援センター
	高齢者福祉課
	高齢者支援班
	介護保険班

平成30年度（2018年度）

健康子ども部	子育て支援課
	子育て支援班
	子ども発達センター
	保育課
	保育班
	清水口保育園
	南山保育園
	桜台保育園
	健康課
	健康づくり推進班
	保健予防班
	母子保健班
	保険年金課
	保険年金班
	保険税班

平成31年度（2019年度）

健康子ども部	子育て支援課
	子育て支援班
	子ども発達センター
	保育課
	保育班
	清水口保育園
	南山保育園
	桜台保育園
	健康課
	健康づくり推進班
	保健予防班
	母子保健班
	保険年金課
	保険年金班
	保険税班

※福祉部、健康子ども部 変更なし

（４）都市建設部

都市建設部については、課の統廃合は行いませんが、上下水道課内の班の統合を行うこととします。

なお、将来的には十分な検証を必要としますが、千葉NTや区画整理区域内の街路について、財産及び道路機能の管理は「道路課」、樹木の管理は「都市計画課」となっている現状を踏まえ、都市計画課公園緑地班を道路課へ統合することを今後検討することとします。

①都市建設部上下水道課維持管理班と同課計画建設班を統合する。

災害等の非常時対応など業務量が増えている状況に対応するため、技術系職員を集約し、事務の効率化及び迅速な対応が図れる体制とします。

平成30年度（2018年度）

都市建設部	都市計画課
	都市整備班
	公園緑地班
	交通政策班
	建築宅地課
	建築班
	宅地班
	道路課
	用地班
	維持管理班
	建設班
	上下水道課
	業務班
	維持管理班
	計画建設班

平成31年度（2019年度）

都市建設部	都市計画課
	都市整備班
	公園緑地班
	交通政策班
	建築宅地課
	建築班
	宅地班
	道路課
	用地班
	維持管理班
	建設班
	上下水道課
	業務班
	工務班

(5) 教育部

教育部については、平成30年度（2018年度）に学校教育課及び教育センター室を廃課（室）し、新たに学校政策課及び教育支援課を創設するなど大幅な再編を行っていることから統廃合は行いませんが、学校給食センター建設準備室については、建設完了に伴い今年度末をもって廃室とし、学校給食共同調理場の名称を学校給食センターに改めるとともに班の名称を管理班から給食班に変更することとします。

平成30年度（2018年度）

教 育 部	教育総務課
	総務班
	施設班
	学校給食センター建設準備室
	学校政策課
	政策班
	教育支援課
	支援班
	生涯学習課
	社会教育班
	スポーツ振興班
	文化班
	文化センター
	管理班
	会館班
	図書館班
	郷土・プラネタリウム班
	学校給食共同調理場
	管理班

平成31年度（2019年度）

教 育 部	教育総務課
	総務班
	施設班
	学校政策課
	政策班
	教育支援課
	支援班
	生涯学習課
	社会教育班
	スポーツ振興班
	文化班
	文化センター
	管理班
	会館班
	図書館班
	郷土・プラネタリウム班
	学校給食センター
	給食班

(6) 平成32年度（2020年度）以降の行政組織について

行政組織の再編については、平成32年度（2020年度）以降も引き続き検討を行い、効率的かつ効果的な組織を構築することで行政組織のスリム化を目指すこととします。

2 係制・スタッフ制など組織体制について

現在の組織体制は、平成6年度にこれまでの係制から一部スタッフ制を実施し、平成15年度からは部制導入に併せて完全実施し、いわゆる中間管理職（係長相当職）も班員として担当業務を担うことで、職員総戦力化を図り、できる限り職員数を抑制した中で柔軟で効率的な組織体制を目指すこととしていました。

導入当時のねらいと効果は、所属長の権限で組織内の繁閑差をなくすよう柔軟な対応を可能とすること、決裁過程の簡素化による事務処理及び意思決定の迅速化、職員それぞれが担当業務を持つことによる士気の高揚と組織の活性化など、柔軟で効率的な組織体制により、職員の総戦力化を図ることが期待されていました。

しかしながら、スタッフ制導入以降、検証や制度の周知などがされなかったこともあり、例えば、職員それぞれが担当業務を持つことの弊害として、課内及び班内の職員間で事務量が偏り、担当任せによるチェック機能の甘さや業務に対する責任の所在が不明瞭となるなどの状況が見受けられます。これについては、平成29年12月に実施した職員アンケートの中でも同様な意見が多々見受けられました。

検討委員会では、職員アンケートや各検討部会での検討結果を踏まえ、検討した結果、スタッフ制、係制ともそれぞれメリット、デメリットがありますが、市の現状や将来を考えると、係長としての責任感や、長としてリーダーとしての意識付けの必要性を感じるとともに、チェック機能の強化により事務上のミスを減らす効果が期待でき、係長という監督職の経験を踏むことで、将来の管理職となる人材の育成にも期待できることから係制に移行することが検討されたところです。また、若手職員に対する仕事の進め方をはじめ人材育成の必要性を感じ、係長を筆頭に組織として人材育成が行われることが併せて期待されるところです。

係制に移行するに当たり、制度設計及びこれに伴う関係例規の整理に相当の時間を要すること、また65ある班に対して係長相当職の職員の絶対数が不足していることなど課題、問題点等を整理する必要があります。

しかしながら、上記で示したとおり係制に期待する部分が多くあることから、一部試行的に係制を実施しながら課題、問題点等を整理しつつ平成32年度（2020年度）以降の実施を目指すこととします。

一部試行時における制度設計の主な内容は次のとおりとします。

①係制とは

市が目指す係制は、各職員がそれぞれ業務を分担しながら担当を持つことに違いはありませんが、担当者任せにすることなく、係長を中心にチームワークを発揮しながら組織力の強化を図りつつ事務を進めていくとともに、係長は係の責任者として係全体の業務管理及び業務チェックを行うこととします。

②系の規模

原則 1 係につき 5 人以上とします。（再任用職員を含む）

③係長の職級

5 級（主査）及び 6 級（副主幹）とします。

④係長の役割

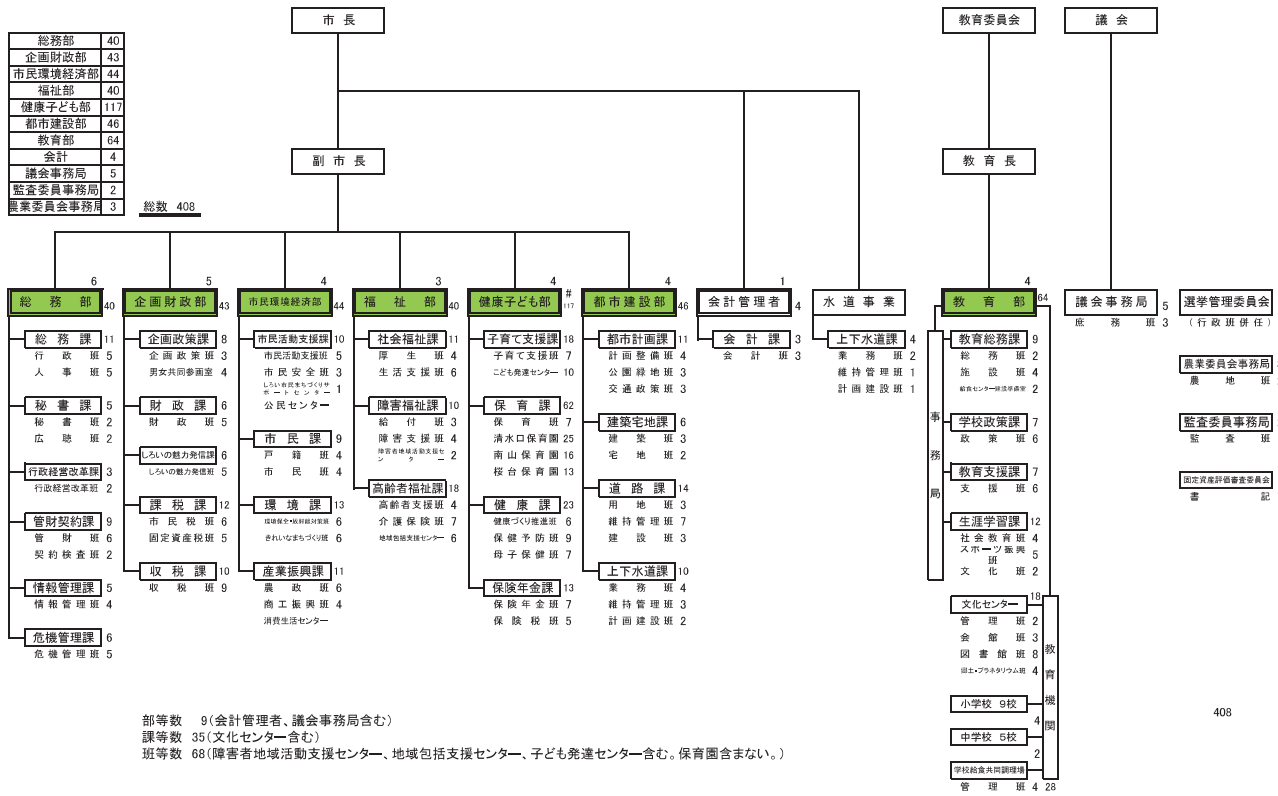
係長の事務分掌には次の事項を必須とし、その他課及び係の状況により事務分掌を追加するものとします。

- ・ 系の統括に関すること
- ・ 系の重要事項に関すること（議会对応など）

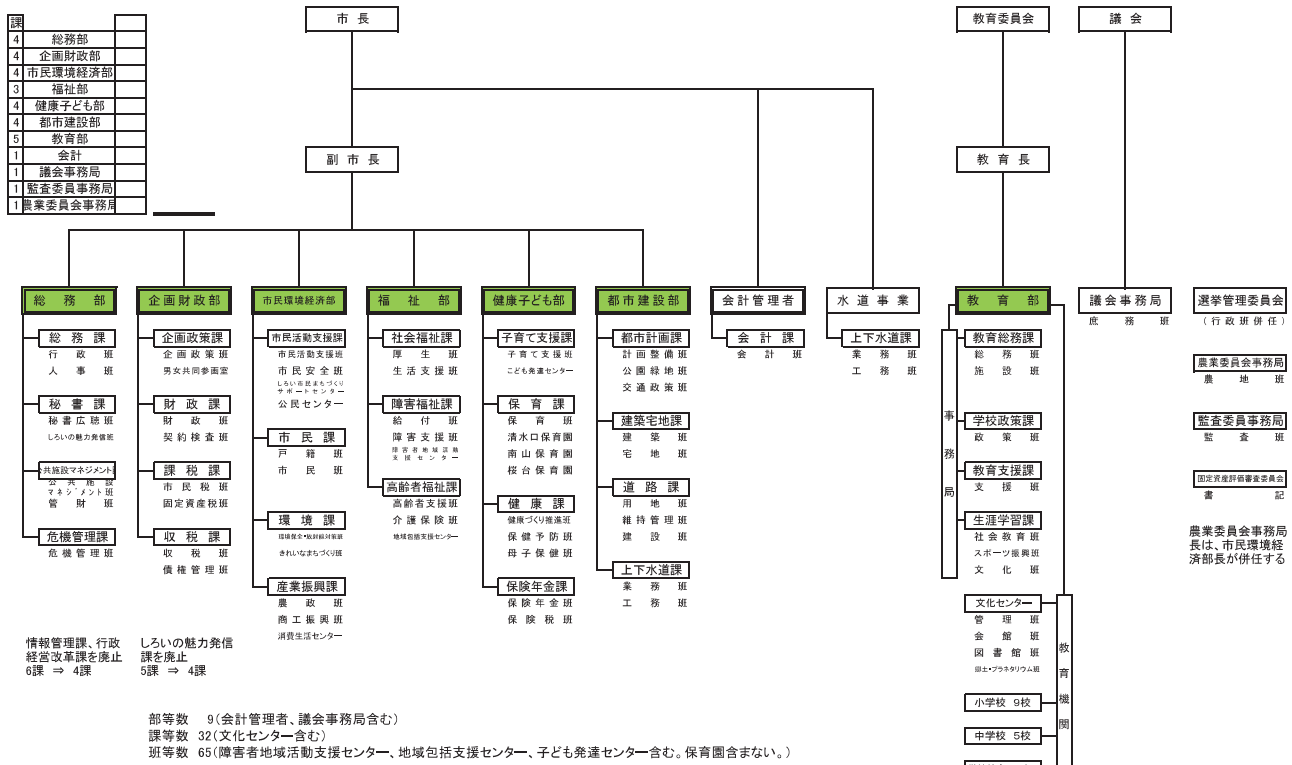
なお、係制の一部施行期間中においても、組織上、係という位置付けをすることから関係例規の整理を行った上で実施します。

平成 32 年度以降に係制を実施する際は、課題等を整理し検証を行った後、市の実態及び目指すべき姿を踏まえた上で制度化し、職員への周知（説明会等）を行った上で実施します。

平成30年度 白井市行政組織図



平成31年度 白井市行政組織図



今後の定年退職者の推移 及び 役職別職員数と推移

●今後の定年退職者の推移

年度	定年退職者	6～8級の職員の数	備考
平成30年度末	17名	8級-5名、7級-7名、6級-5名	
平成31年度末	8名	8級-3名、7級-3名、6級-2名	
平成32年度末	15名	8級-1名、7級-7名、6級-3名	
平成33年度末	11名	8級-0名、7級-6名、6級-0名	
平成34年度末	13名	8級-0名、7級-3名、6級-4名	
平成35年度末	14名	8級-0名、7級-6名、6級-1名	
平成36年度末	6名	8級-0名、7級-0名、6級-0名	
平成37年度末	3名	8級-0名、7級-1名、6級-0名	
平成38年度末	2名	8級-0名、7級-0名、6級-0名	
平成39年度末	12名	8級-0名、7級-0名、6級-1名	
合計	101名	8級-9名、7級-33名、6級-16名	

※教育部長及び教育部参事を除く

※8級は部長及び参事、7級は課長及び主幹、6級は副主幹。

●役職別（8～4級）職員の数

職級	人数	備考
8級（部長及び参事）	11名	部長等9名、参事2名
7級（課長及び主幹）	36名	課長等31名、主幹5名
6級（副主幹）	24名	指導主事5名
5級（主査）	34名	
4級（主査補）	56名	

※保育園職員は除く。

●役職別（8～4級）職員の推移

職員数⇒	408	401	393	384	393	393
	H30	H31	H32	H33	H34	H35
8級	11	40	40	40	40	40
7級	36					
6級	19	48	49	47	48	48
5級	34					
4級	56	52	50	47	44	42

※保育園職員は除く。

※H31以降については、定年退職者と昇格者の見込み（過去の昇格者数の平均）をベースに算出した。